
輝雪会 規約（2025年7月改定）

第1章 総則

(名称) 第1条 本会は「輝雪会」（通称：HUSSa : Hokkaido University Shine Snow Association）と称する。

(目的) 第2条 輝雪会は、北海道大学基礎スキーパークの現役と卒業生（OB・OG）をつなぐ架け橋として、以下を目的とする。

1. 卒業生同士の親睦と交流を図ること
 2. 現役部員の活動を支援すること
 3. スキーを通じて人生を豊かにし、人的・社会的な相互協力を促すこと
-

第2章 会員

(会員資格) 第3条 本会の会員は、北海道大学基礎スキーパークに所属し活動した者とする。

(入会方法) 第4条 以下のいずれかに登録することで会員とする。

1. LINEオープンチャット
 2. Facebookグループ（メッセンジャー含む）
 3. e-kaiin（オンライン名簿システム）
-

第3章 役員および組織

(役員会) 第5条 本会に以下の役員を置き、運営を担う。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 相談役 若干名
- 必要に応じてチームリーダー等の役員を置くことができる

(役割) 第6条 役員は協働し、輝雪会の目的達成と健全な運営を担う。また、活動状況については必要に応じて会員に報告する。

(運営チーム) 第7条 本会は、目的達成およびサステナブルな運営のため、必要に応じて運営チームを設置する。チームの構成および役割は、別紙「本年度の運営チーム体制」にて定める。

(任期) 第8条 役員の任期は、輝雪会設立（1967年）を基準とし、**5年ごとの周年行事開催年に合わせて改選**することを原則とする。再任は妨げないが、**会長の任期は最長で2期（10年）**までとする。役員の選出は、現役員会の協議および承認によって行う。

第4章 会費および資金

(活動費用) 第9条

1. 本会の運営に要する費用は、臨時会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
 2. 本会では年会費の徴収を行わない。現役部員の活動支援金については、都度クラウドファンディング等の手段により募る。
 3. 臨時会費は、本会の目的を達成するために特別な費用が必要となった場合、総会の議決を経て徴収することができる。
 4. 寄付金は、本会の目的に賛同する個人または団体から任意で受け入れるものとする。
-

第5章 運営およびその他

(年度) 第10条 本会の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改定) 第11条 本規約の改定は役員会の決議により行い、会員に対し周知を図るものとする。

附則

1. 本規約は、**2025年7月1日より施行する。**
 2. 前回の改定日（2017年11月1日）の規約は廃止とする。
-

【別紙】2025年度 輝雪会 運営体制一覧

■ 役員会（2025年度～）

役職	氏名	入学年（期）
相談役	粥川浩 柳瀬ひろし 小林 幸徳	昭和51年 昭和51年 昭和52年
会長	浦上 大輔	平成1年
副会長	黒川 孝幸（現基礎スキーパーク顧問） 川橋 裕	平成7年 平成4年

■ 運営チーム体制（2025年度～）

※各チームはミッションに基づき、役員と協働しながら活動を行います。

1. 会員管理チーム

目的：会員情報の整備と連絡体制の確立

氏名	入学年（期）
新岡 将希	平成19年
藤山 森	平成24年

2. 会計管理チーム

目的：クラウドファンディング等を活用した資金管理と透明性のある運営

氏名	入学年（期）
飯田 僚	平成5年
本岡 泰斗	平成13年

3. イベント企画・運営チーム

目的：交流イベントの企画・運営（オンライン総会・地域会・スキー合宿 等）

氏名	入学年（期）
川橋 裕	平成4年

4. 広報・会報誌チーム

目的：情報発信、会報誌発行、誇りとつながりを生むコンテンツづくり

氏名	入学年（期）
松岡 由紀	平成3年
木村 謙佑	平成18年

■ 備考

- 各チームは原則2名体制だが、年度途中での増員・交代も可能とする。
- 必要に応じて、年度内にプロジェクトチームや特命担当を設けることができる。
- 役員の任期は、輝雪会の設立（1967年）を基準とし、5年ごとの周年行事開催年（例：2027年の60周年）に合わせて交代を行う。
- 再任は妨げないが、会長職については最長2期（10年）までとする。
- チームメンバーは役員会と連携しながら、それぞれの役割を担う。

参考) 旧規約

会長 小林 幸徳 (昭和52年入学)
副会長 柳瀬ひろし (昭和51年入学)
副会長 粥川 浩 (昭和51年入学)
副会長 山田 隆一 (昭和53年入学)
幹事 佐々木 悠 (昭和54年入学)
幹事 黒川 孝幸 (平成7年入学)
事務局長 佐々木 悠 (昭和54年入学)

輝雪会規約

1997年10月1日制定

2017年11月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は輝雪会と呼称する

(目的)

第2条 輝雪会は北大基礎スキーパークの活動を支援し、併せて部出身者及び部と密接な関係のあった人々との親睦をはかることを目的とする。

第2章 組織

(会員)

第3条 輝雪会は北大基礎スキーパークに在籍したもので構成され、正会員と準会員に分類される。

正会員 輝雪会の目的に賛同し、第8条に規定する会費を納入したものをいう。

準会員 正会員以外の会員をいう。

(役員)

第4条 本会は、次の役員で構成される役員会を設置する。

会長 1名

副会長 若干名

幹事 若干名

(役員の役割)

第5条 役員は、次の役割を担うものとする。

各役員は相互に協働して、輝雪会の適正な運営にあたるものとする。

役員は、会費の適正な支出に努め、支出実績の会員への報告を行うものとする。

(役員の選出および任期)

第6条 役員の選出および任期を次の通りとする。

役員は、役員会で候補を推薦し、会員の同意により選出する。

任期は原則2年とし再任は妨げない。

(事務局および学年幹事)

第7条 本会は、事務局を設置し、学年幹事を定める。

本会は、連絡、会計などの実務の処理のため事務局を設置し、幹事のうち1名が事務局長を兼ねる。

本会の円滑な連絡を行うため、各学年ごとに学年幹事を選任し、役員の活動を支援する。

第3章 会費

(会費)

第8条 本会の目的を達成するために会費を徴収する。

輝雪会正会員の会費は年額3千円とする。

会費額は役員会の決議により変更することができる。

第4章 その他

(年度)

第9条 本規約の年度は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

(規約の改定)

第10条 本規約の改定は、役員会の決議による。

(附則)

第11条 本規約は、1997年10月1日から適用される。

第12条 改定後の規約は、2017年11月1日から適用される。